

男鹿市公告第6号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年3月29日

男鹿市長 菅 原 広 二

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社伊徳 代表取締役社長 塚本 徹
秋田県大館市清水四丁目4番15号
株式会社薬王堂 代表取締役社長 西郷辰弘
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
男鹿なまはげモール
秋田県男鹿市船越字内子218-1 外
- (3) 変更した事項
設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
株式会社薬王堂 代表取締役社長 西郷辰弘
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号
イ 変更後
株式会社薬王堂 代表取締役社長 西郷孝一
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社薬王堂 代表取締役社長 西郷辰弘
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地

イ 変更後

株式会社薬王堂 代表取締役社長 西郷孝一
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

(4) 変更の年月日

令和6年3月1日

(5) 変更する理由

株式会社薬王堂の代表者変更のため

2 届出年月日

令和6年3月15日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

男鹿市役所 観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課

(2) 縦覧期間

令和6年3月29日から令和6年7月29日まで

4 意見書の提出先

秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1

男鹿市役所観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由